

科学技術政策推進のための知的財産戦略(2009年)(案)

—討議用資料—(資料1)に対する修正意見

2009年4月22日

荒井寿光

第1点 p16

② 2009年度も引き続き「から」、日本学術会議において、国際的な動向も視野に入れつつ、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して [する]検討を行い [加速し]、具体的な提言を[タイムリーに]行う。(内閣府)

第2点 p17 (追加要望)

⑦ 2009年度から大学や中小企業が、特許出願する際、同時に審査請求、早期審査請求もできる一括申請書式制度を導入し、出願手続き関連の事務負担を軽減する。(経済産業省)

第3点 p23

⑩ イノベーションを促進させるため、研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、2009年度も引き続き [から世界最先端支援強化プログラム(仮称)が導入される動きに鑑み]、目的基礎研究(応用研究も含む)に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を入れることとする(例えば、選定の際に知的財産を管理・活用するための体制の構築、特許マップの作成等の事前調査等も適切に考慮する)。また、知的財産経費(国際出願等の知的財産戦略に必要な経費も含む)についても必要に応じて支出できるよう配慮することと [に]する。(内閣府、関係府省)

第4点 p33

① 医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。そこで、2009年度中に、iPS細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、[前向きに検討し]早急に結論を得、必要な対応を行う。(内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省)